

写

事務連絡
平成21年8月4日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について

近年、腸管出血性大腸菌 O-157 による小児の感染重症事例の発生や食中毒の発生が問題となっていることが、別添1及び2のとおり報告されているところです。

各都道府県等の衛生部局におかれては、一般消費者向けに食肉やレバーの生食を避け、十分に加熱するよう、パンフレット（別添3、4、5参照）の活用等による普及啓発活動が積極的に行われていることと存じます。

こうした普及啓発活動をより実効あるものとしていくため、各都道府県等においては、養育者等への啓発のほか、重症化するリスクの高い小児や高齢者に関係する貴管内の市町村、医療施設、児童福祉施設、介護保険施設、老人福祉施設、障害者関係施設、保護施設、関連団体等に対し、各施設等において、食肉やレバーの十分な加熱を行うなどの普及啓発に努めるよう促す等の適切な対応をお願いします。

併せて、関係機関に対し腸管出血性大腸菌感染症予防のための手洗い・消毒の励行、2次感染の防止、食中毒の予防のための食肉の衛生的取扱い、生食用食肉の販売自粛等に努めるよう指導するとともに、広く住民の方々に対して血便等の腸管出血性大腸菌感染が疑われる症状を発症した場合には速やかに医療機関を受診すべき旨の注意喚起をしていただくようお願いいたします。

（参考）腸管出血性大腸菌に関する情報（<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/03.html>）

- 別添1 施設への腸管出血性大腸菌感染症予防啓発の重要性について
- 別添2 腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について（平成19年8月8日付通知）
- 別添3 東京都福祉保健局作成普及啓発資料
- 別添4 大阪府健康福祉部作成普及啓発資料
- 別添5 世田谷区作成普及啓発資料

（連絡先）

医薬食品局食品安全部監視安全課 松岡

電話：（代）03-5253-1111

（内線）2473

FAX：03-3503-7964